

介護保険導入にあたって～新制度のストレス軽減支援～

医療法人衆和会 桜町クリニック

○藤原久子 林田めぐみ 原田孝司 船越 哲

【はじめに】

わが国の公的医療保険制度は大正 11 年に制定され、その後随時発展を遂げて現在に至っている。しかし近年では、人口の高齢化の発展に伴い、介護を要する高齢者が急速に増加し、また核家族化等による介護機能低下と相まって、介護問題が深刻化してきた。そこで平成 12 年より介護保険法が発足し、これまで医療法が中心に動いてきた医療施設も、介護保険法という新法を取り入れて方向転換している。もちろん透析室現場で働くスタッフも同様であり、「新制度=戸惑い=ストレス」の構図となりつつある。今回ケースワーカー(MSW)の立場より、介護保険導入支援に力を注ぎつつ、スタッフのストレス軽減も図る当院の試みを報告する。

【当院における介護保険導入後の経過】

平成 12 年の介護保険開始後、MSW に対し、スタッフからの複数の不安・、戸惑い・ストレスの声が届いた。原因のほとんどは制度に対する知識の欠如であったため、それに対し、MSW は師長・院長に相談しながら、症例を通じて介護保険の内容を、スタッフに個別に分かりやすく説明していった。その結果、スタッフの苦手感とストレスは徐々に軽減し、現在はケアマネージャーの資格を目指す看護師もいるほど、介護保険が浸透した透析室となっている。

【まとめ】

新しい法律を取り入れる事は、多くのスタッフにとって業務が増えることとなりストレスである。しかし、ストレスの原因を抽出し対策をとる事により、スタッフの姿勢と意識は前向きになり、ひいては医療機関・患者にメリットをもたらす。また、この体験事態（患者に貢献できた意識）がスタッフのメンタルヘルスに有用であることは間違いない。